



## 【子育て世帯への臨時特別給付のお知らせ】

子育て世帯への臨時特別給付は、国の新型コロナウイルス感染症の経済対策により、子育て世帯の家計への支援を目的に行う給付事業です。

給付は、子ども1人につき10万円相当で、給付金5万円と、子育てに関する品物やサービスに使えるクーポン等5万円分により給付を行うのが原則とされています。

榛東村では給付方法について、次のとおり決定しました。

### 全額現金による給付

先行分の支給予定：12月28日から順次5万円を支給

残り分の支給予定：1月下旬から残りの5万円の支給を開始予定

### 所得制限の撤廃

村では、国の給付金では対象外とされる令和2年分の年収960万円の所得制限を撤廃します。18歳以下の子どもに対し平等に10万円の給付を行うことを決定しました。

※詳細については、決定次第村ホームページや広報等に掲載します。

### 本件に関するお問い合わせ

担当課：住民生活課 児童福祉係

電話：0279-54-2211（内線134）

FAX：0279-54-8225